

要望事項

表丹沢の魅力の更なる向上と、「表丹沢魅力づくり構想」のビジョン実現のため、県有施設等の効果的な活用及び当市施策との連携をお願いします。

(1) 表丹沢県民の森、菜の花台園地など、県有山岳・里山施設の
魅力向上につながる維持管理及び整備等の促進

(2) 表丹沢の魅力向上につながる県営林道等の活用の検討

(3) ヤビツ峠駐車場不足解消に向けた効果的な対応策の検討

現状

(1) 当市では、市民団体や民間事業者、国・県及び隣接する市町村と連携しながら、表丹沢の資源を磨き、つなげ、そして新たに触れる機会を増やすことで、市民の地域への愛着や誇りを高めるとともに、地域活性化にもつながる「表丹沢魅力づくり構想」の実現に向け取組を推進しています。

(2) 表丹沢県民の森は、あずまや、芝生広場、散策路等が整備されていますが、開設から約45年が経過し、樹木の繁茂と施設の老朽化が見られます。平成7年開設の菜の花台園地の施設は、展望台、公衆トイレ、駐車場がありますが、地域活性化にもつながる更なる効果的な活用が求められています。

(3) 表丹沢には、様々な役割に応じた道が数多く整備されていますが、拠点施設や観光スポットをつなげることで、更なる魅力の向上と回遊性を高める活用が求められています。

(4) ヤビツ峠は、代表的な登山道である表尾根縦走コースや大山登山道の入口に位置するため、多くのハイカーや拠点施設であるヤビツ峠レストハウスの利用者が自家用車で訪れることから、駐車場不足の早期解消が求められています。

効果

新東名高速道路開通による新たな人の流れをとらえるとともに、2度、3度と訪れたくなる魅力を創出することで、表丹沢を中心とした県西部の地域活性化と、当市の持続可能なまちづくりの実現につながります。

要望先

環境農政局緑政部自然環境保全課

環境農政局緑政部森林再生課

要望事項

指定保安林のうち、崩壊の危険性が高い箇所について、早期の治山事業をお願いします。特に、堀水路については、住宅が近い下流域において市が実施する災害応急措置に係る行政手続きや財政面での支援をお願いするとともに、抜本的な安全対策のための調査の実施をお願いします。

現状

(1) 当市の堀水路や矢坪沢は、全体として河床の勾配が比較的緩く安定していますが、部分的に浸食が進んでいる箇所があり、近年の集中豪雨や台風などの非常時に流量が増加すると、浸食や荒廃が進むことが懸念されます。

新東名高速道路の供用開始を控え、道路排水は道路計画に基づき放流されるものですが、流量の増加が見込まれ、浸食の進行が見られる箇所では崩落の危険性が増しています。

さらに住宅などが隣接している下流域に流出した土砂が流れ込んだ場合、更に多くの被害が発生する危険性があります。

また、令和3年5月には、堀水路及び矢坪沢ともに、これまで土砂災害警戒区域のみの指定であったものが、新たに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されています。

(2) 当市では、堀水路について浸食崩壊対策として平成19年度から平成29年度に大倉から堀大橋までの区間(2Km)を測量業務委託し、平成26年度から平成28年度には下流域において保安林以外の区間(140m)を水路整備事業(市単)として、護岸工事(右岸側)を実施しました。

(3) 令和元年の台風19号では、堀水路において堀大橋先の暗渠入口部に流木と土砂が堆積し、水流が水路を超えて住宅地に溢水したことにより、床下浸水の被害が発生しました。

この浸水被害を踏まえ、令和2年度には、大倉から新東名高速道路付近までの開水路である区間(1.5Km)について、水路機能に支障となる倒木や法面崩壊状況の調査を実施しました。

また、下流部については投棄された廃棄物の除去を行い、未整備であった右岸部護岸工(9.1m)の整備を実施しました。

効果

(1) 治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から市民の生命や財産を守り、水源の涵養、生活環境の保全が図られます。

(2) 住宅などが隣接している下流域への土砂流出を防ぐことで県が実施している河床浚渫や河路整備の進捗にもつながります。

また、下流域にある堀大橋付近の崩壊対策として、左岸側における護岸工事を早期に実施することで市民の不安を解消し、安全で安心な生活が送れます。

要望先

環境農政局緑政部水源環境保全課

環境農政局緑政部森林再生課

湘南地域県政総合センター農政部森林課

要望箇所図（1）

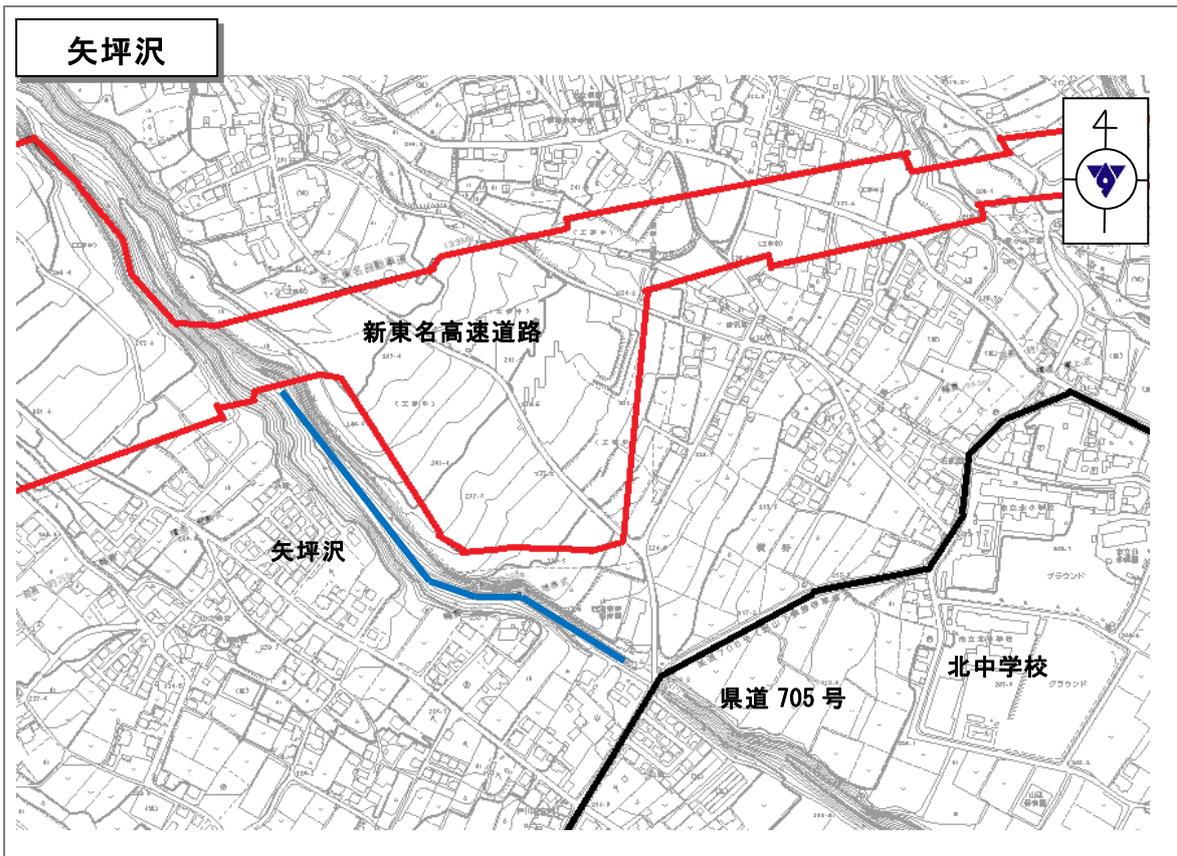
堀水路



被災箇所【堀大橋の暗渠入口・暗渠上流部】



要望箇所図（2）



要望事項

地下水保全の観点から、一般家庭の合併処理浄化槽に係る補助要件を見直すようお願いします。

(1) 水源環境保全・再生市町村補助金（生活排水処理施設整備）の補助対象地域を市街化調整区域全域とすること。

(2) 補助対象事業に、維持管理や更新を加えること。

現状

(1) 県では、「第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」（以下「第3期計画」という。）のもと、水源環境の保全・再生の取組を進めており、当市は、「地下水を主要な水道水源としている地域」として、地下水保全の推進地域に位置付けられています。下水道等の集合処理に適さない地域において、生活排水による河川の水質汚濁等を防ぐため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していますが、当市内の合併処理浄化槽の県補助対象区域は、四十八瀬川流域の市街化調整区域に限定されています。地下水が豊富な当市の市営水道の水源を守るためには、市街化調整区域全域を対象とする必要があります。

(2) 当市では、市街化調整区域の生活排水処理は、個人設置型合併処理浄化槽で対応することとしています。平成12年の浄化槽法の改正から20年が経過し、早期に整備（転換）した合併処理浄化槽は更新の時期を迎えます。しかし、維持管理や更新は第3期計画における合併処理浄化槽の補助対象事業とされていないため、市街化調整区域の市民には特別の負担が生じます。

効果

(1) 水源環境保全税は、主に受益を受ける市街化区域の市民だけでなく、水源環境の保全を担う市街化調整区域の市民にも賦課されているため、補助対象地域を市街化調整区域全域に拡大することにより、受益と負担の均衡が図られます。

(2) 補助対象事業に維持管理や更新を加えることにより、市民負担の軽減が図られるとともに、水道水源の保全が促進されます。

要望先

環境農政局緑政部水源環境保全課

要望事項

「第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画」、「第4次神奈川県ニホンジカ管理計画」、「第4次神奈川県ニホンザル管理計画」、及び「神奈川県イノシシ管理計画」に基づき、次の事項の着実な実施をお願いします。

- (1) ニホンジカについて、計画に定める個体数・群れの管理目標の確実な達成を目指すため、本市が実施する広域獣害防護柵の点検調査や、管理捕獲の強化などの取組に対する所要額の確保
- (2) ニホンザル日向群や丹沢湖群等、群れが適正規模となるよう、有効な管理対策
- (3) 近年、急速に生息域が拡大し、鳥獣被害の主要因となっているイノシシについては、権限と計画が連動した管理対策に向け、捕獲許可に関する権限移譲の見直し、並びに管理計画に基づく生息状況の把握
- (4) CSF（豚熱）の感染拡大防止のためのイノシシの捕獲の強化及び捕獲時の処理の負担増に対する支援
- (5) 野生鳥獣が農地等に依存せずに生活するための山林環境の整備

現状

(1) 本市は、ニホンジカの被害防止策として、県と連携し10年以上にわたり、管理捕獲の強化等による効率的な個体数調整を進めています。

しかし、局所的な生息密度の低下や植生回復が見られるものの、農業被害は恒常的に発生しています。

(2) ニホンザルについては、伊勢原市との連携により、大山群は全頭捕獲が達成されましたが、日向群の南下による新たな被害発生へ

の警戒や、丹沢湖群や未知の野生群への対応が必要な状況も生じています。

(3) イノシシについては、農業被害が、市内全域に拡大するとともに、生活被害の発生も懸念されています。このため、防護柵の設置や捕獲など既存の対策強化に加え、新たな対策の実施により個体数を減少させる必要が生じています。

(4) CSF（豚熱）まん延防止のため、鳥獣保護区を縮小し、猟期におけるイノシシの捕獲を推進する等、捕獲圧を高める必要が生じています。

また、捕獲従事者が、感染区域内で使用した靴、衣類、車両についての消毒作業等の負担軽減が求められています。

(5) 鳥獣による被害は、その生息地が、里地里山から隣接する農地や宅地に近づいていることから、農業だけでなく、市民の生活環境にも及んでいます。

鳥獣の行動範囲の拡大を防ぎ、人と鳥獣との棲み分けを図るため、山林の生息環境整備が求められています。

効果

人と鳥獣との共生を図りながら、農作物・生活被害の軽減、丹沢山地全体の自然植生の回復、森林保護に伴う生物多様性の保全が図られます。

要望先

環境農政局緑政部自然環境保全課

要望事項

全国育樹祭の誘致をお願いします。

現状

(1) 平成22年5月に開催された全国植樹祭の会場である県立秦野戸川公園周辺に植えられた樹木は、市民ボランティアにより管理されており、全国育樹祭を見据えた取組となっています。

全国植樹祭以降も、毎年植樹祭を開催するなど、市民主体の植樹・育樹・活樹事業を実施し、市民の森林・里山の循環及び保全に対する理解促進に努めています。令和3年度は、新東名高速道路（秦野区間）の開通に向けて、秦野インターチェンジ（仮称）付近で市民・企業・行政の協働による植樹祭を開催します。

(2) 当市は、環境省が選定した全国4地域の一つとして「里地里山保全再生モデル事業」を実施しています。

平成26年度には、「生物多様性地域連携保全活動計画」を策定し、市民やボランティア団体等と協働した里地里山の保全・再生・活用活動を推進しているほか、平成27年度には、生物多様性保全上重要な里地里山500か所にも選ばれています。

(3) 令和元年度には、大正時代から約1世紀にわたり学校林として児童自らが自分の手で大切に育てた秦野産材（ヒノキ）を東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会選手村「ビレッジプラザ」に提供しています。

(参考) 全国育樹祭の開催状況 (平成23年～令和5年)

全国育樹祭開催年	開催地	全国植樹祭開催年
平成23年	奈良県	昭和56年
平成24年	静岡県	平成11年
平成25年	埼玉県	昭和34年
平成26年	山形県	平成14年
平成27年	岐阜県	平成18年
平成28年	京都府	平成3年
平成29年	香川県	昭和63年
平成30年	東京都	平成8年
令和元年	沖縄県	平成5年
令和3年【予定】	北海道	平成19年
令和4年【予定】	大分県	平成12年
令和5年【予定】	茨城県	平成17年

※全国育樹祭は、第1回(昭和52年)から第46回(令和5年)まで、本県での開催はありません。開催地は、例年8月末に開催される国土緑化推進機構の定時総会で決定されます。

効果

選手村ビレッジプラザに秦野市から提供された木材が使用されたことや新東名高速道路秦野インターチェンジ(仮称)付近での植樹祭を契機として、森林づくりに対する市民の関心が高まると考えられます。

さらに、全国育樹祭が開催されれば、森林に対する愛情が培われ、市民主体の持続可能な森林づくりの推進、さらにゼロカーボンシティの実現に向けた取組につながります。

要望先

環境農政局緑政部森林再生課

要望事項

事業系一般廃棄物への産業廃棄物の混入を防止するため、産業廃棄物の混入が多い排出事業者の情報を共有するとともに、立ち入り調査や調査結果に基づく指導など、連携強化をお願いします。

現状

(1) 当市の焼却施設については、老朽化に伴い、2施設から1施設とする計画です。そのため、1施設での焼却体制に向けた可燃ごみの減量が急務となっており、「草木類の分別収集」、「分別の徹底」、「生ごみの減量」、「事業系ごみの減量」を4つの柱に据え、それぞれに減量目標を設定し、事業を展開しています。

(2) そのうち、事業系ごみについては、令和2年度から事業系一般廃棄物を排出している市内全事業者（約3,200社）への訪問調査を実施し、排出方法の確認や分別指導を行うとともに、令和3年度からは、他の事業者の模範となる優良事業者の認定制度を推進し、協力事業者の拡大に努めています。

(3) 県でも、産業廃棄物である廃プラスチック類のリサイクル方法や取り扱い業者を紹介するなど、適正処理の啓発をされていますが、市町村の焼却施設における廃プラスチックをはじめとする産業廃棄物の混入は依然として多い状況にあります。

効果

産業廃棄物が適正に処理されることで、事業系一般廃棄物への産業廃棄物の混入が抑制され、可燃ごみの減量が促進するとともに、「プラごみゼロ宣言」に基づく廃プラスチック等の資源化が推進されます。

要望先

環境農政局環境部資源循環推進課

要望事項

市民が安心して医療を受けることができるよう、分娩環境の整備及び地域医療の連携体制の強化に向け、次の事項を要望します。

- (1) 産科・小児科等の医療従事者が不足する現状を念頭に置いた、「県内医科大学の地域枠の拡充」や「医師・看護師等の修学資金の拡充」など、地域の実情を踏まえた一層の医師、看護師等の確保対策の推進
- (2) 産科医が不足している地域の危機的状況に対応するため、「第7次神奈川県保健医療計画」に基づく「周産期救急医療システム」における医療圏格差の解消や産科医師分娩手当補助事業の拡充
- (3) 既存の休日夜間急患診療所の運営や二次救急診療事業に対する補助、医師が都市部に集中しないシステムの構築など、総合的な救急医療体制の整備、充実

現状

(1) 当市の地域医療の中核的な役割を担う秦野赤十字病院では、平成27年2月から分娩業務が休止されています。

そのため、現在、市内では分娩できる診療所が1か所のみとなっており、当市の出生件数のうち約7割が、市外の分娩取扱施設で出産している状況です。

加えて、本年4月に県立足柄上病院の分娩業務が停止されたことにより、当市域を日常の生活圏域とする隣接自治体の住民にとっても、秦野赤十字病院での分娩業務再開が一層求められる状況となっています。

また、医師不足により救急患者を受け入れられず、市内の救急搬送者の約4割が市外の医療機関に搬送されており、特に、小児二次救急診療については医療圏内において1病院のみで対応するなど、非常に深刻な状況にあります。

(2) 県では、「第7次神奈川県保健医療計画」の一環として「医師確保計画」を策定され、産科医等が不足している地域の危機的状況を改善し、質の高い効率的な保健医療体制を整備するため、医療従事者の確保対策に取り組まれています。

しかし、確保に関する指標として、全国一律の医師偏在指数を導入したことにより、15歳から49歳の女性人口10万人当たりの産科・産婦人科医師数について、当市を含めた湘南西部地域は、従来の計画では、県平均に対して3.2人少ない状況であったものが、7.4人多い状況となり、地域の実情とは大きく異なる数値となっています。

(3) 医師不足の解消には、医学生への修学資金貸付の拡充、臨床研修医制度の見直し、医科大学との連携などに加えて、医師が働き続けることができる環境の整備が必要です。

看護師不足の解消についても、看護学生への修学資金貸付の拡充、働き続けることができる環境の整備等、抜本的な対策を講じる必要があります。

(4) 様々な症状、疾病の患者が増加しているため、総合的な救急医療体制の整備・充実、その救急医療体制を支える地域医療との連携強化が必要ですが、勤務時間等の労働条件が過酷であることや、医療事故等の訴訟リスクも高いことから、特に産科、小児科、救急医療に携わる医師の確保が困難な状況となっています。

さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染症対策だけでなく、他の疾患のある患者の治療や手術の延期など、平時の医療提供体制にも影響が及び、医療機関や医療従事者への負担が増大しています。

効果

(1) 県では、安全・安心な分娩環境を確保するために、分娩施設の拠点化と機能分担に取り組むこととしていますが、拠点化の前提として、診療所やその他の病院が地域における通常分娩に適切に対応できていることが必要とされています。そのため、秦野赤十字病院において、分娩業務休止前と同じようにローリスクの分娩業務が再開されることで、地域における分娩施設の拠点化と機能分担、県の目指す安全・安心な分娩環境の確保につながります。

また、「第7次神奈川県保健医療計画」では、県民の視点に立った安全・安心で質の高い医療体制の整備において、公的病院等として「秦野赤十字病院」が位置付けられています。

同病院の機能強化に向けた県の支援が行われることで、当市域はもとより、同病院を生活圏域とする住民にとっても、周産期医療体制が整備されることによって、子どもを産み育てる環境づくりの推進にもつながります。

併せて、小児救急、周産期医療の体制が整備されることにより、患者が症状に応じた適切な治療を地域で受けることができ、地域の実情に合わせた安全・安心な地域医療の実現が図られます。

(2) 医療従事者の養成・確保体制を強化することにより、医療圏格差が解消されるとともに、地域医療の確立につながります。

要望先

健康医療局保健医療部医療課

要望事項

障害者の就労支援機能等を強化するため、「秦野市地域生活支援センター『ぱれっと・はだの』」を「障害者就業・生活支援センター事業」に位置付けるようお願いします。

現状

(1) 国は、障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」（以下「就業支援センター」という。）の設置を推進しており、設置者である都道府県に対し、人口80万人当たり1か所を目安とする方針を示しています。県では、障害保健福祉圏域ごとに1か所設置するとしていますが、「地域共生型社会」実現のためには、地域の実情に応じて増設する必要があると考えます。

(2) 就業支援センターは、県から指定を受けた社会福祉法人が、国・県・市から助成を受けて運営し、就業支援担当者が常駐してハローワークや地域障害者職業センターと連携を密に取りながら、障害者の就労支援を行っています。

(3) 当市の属する湘南西部障害保健福祉圏域の就業支援センターは、平成20年4月から、社会福祉法人進和学園「サンシティひらつか」が受託していますが、「サンシティひらつか」は平塚市にあるため、当市からの利便性が低く、就労支援や地域生活の定着支援を受けたい場合に、気軽に利用することが難しい状況があります。また、障害者の就労相談を行うハローワークは松田町にあるため、連携が取りにくい面があります。

(4) 当市では、平成29年10月に、施設や病院から地域生活に移行する障害者を支援するため、障害者地域生活支援拠点「秦野市地域生活支援センター『ぱれっと・はだの』」(以下「ぱれっと・はだの」)を整備し、相談支援事業、就労支援事業、地域活動支援事業を行っています。このうち、就労支援事業については、定期的に「ハローワーク松田」や「サンシティひらつか」と情報交換を行っており、「ぱれっと・はだの」に登録することにより、就業支援センターと同等の就労支援を行っています。

(5) 障害者の重度化や「親亡き後」を見据え、相談、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能を備えた地域生活支援拠点の重要性はますます高まります。障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、様々な支援を切れ目なく提供する仕組みづくりが急務です。

効果

(1) 「ぱれっと・はだの」を就業支援センター事業に位置付けることにより、就業支援担当者の設置等、就労支援機能が強化され、障害者雇用の更なる推進が図られます。

(2) 当市は、伊勢原市、中井町、松田町、二宮町に近接しており、「ぱれっと・はだの」は県央西部の就業支援センターとしての機能を担うことができます。

(3) 複合的な課題や生活上の困難を抱える人への包括的な支援が可能となることにより、「地域共生型社会」の実現につながります。

要望先

産業労働局労働部雇用労政課

要望事項

介護、障害、保育等の福祉施策に係る事業者の人材確保等を図るため、次の事項を要望します。

- (1) 地域区分については、地域の実態に応じ、適切な区分を適用するよう、国への働きかけをお願いします。
- (2) 介護従事者不足対策として、「生活援助従事者研修」を総合職業技術校のカリキュラムに取込み、県の事業として実施するようお願いいたします。また、実現までの間、当市が実施する「生活援助従事者研修」の会場として、西部総合職業技術校の使用について御配慮をお願いします。

現状

(1) 介護報酬や子ども・子育て支援新制度の公定価格の算定基準となっている地域区分（地域手当の級地区分）については、平成26年度人事院勧告により見直しが行われました。しかし、生活圏が同一であり、給与水準や家賃水準がほぼ同水準である近隣の自治体が、引上げや高い水準のまま据え置きとなる中、当市の地域区分は、見直し前と同じ6/100と低水準のまま据え置きとなりました。

令和元年12月には「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」が示され、地域区分の高い市町村に囲まれている場合には、囲んでいる市町村のうち最も近い地域区分まで引き上げる仕組みが導入されています。当市は、生活圏も近い市（10/100地域）と隣接しているものの、山間部を隔てて隣接している町村（6/100地域）と同じ区分に留まっています。

地域区分の据え置きによって近隣自治体と不均衡が生じることは、市内の福祉施策に係る事業者の運営や人材の確保に多大な影響を与えるため、結果として、福祉施策全体の質の低下につながるものが危惧されます。

(2) 要介護認定者のうち状態が比較的軽度な方にも介護福祉士等の限られた介護人材がサービスを提供していることで、介護従事者不足が発生しています。平成30年度からは、従来の介護福祉士等に加え、「生活援助従事者研修」受講者も、要介護認定者に生活援助サービスを提供できるようになり、神奈川県下では現在研修事業として3者が指定されています。

そこで、当市では、平成28年度から実施している市独自の研修(認定ヘルパー研修)に加え、令和2年度から研修事業者に委託することで「生活援助従事者研修」を市の事業として実施しています。

しかし、当市では研修用のベッド等を所有していないため、市内の特別養護老人ホームの空床を利用して行わざるを得ず、継続的に実技を伴う研修を行うことが困難な状況にあります。

効果

(1) 地域区分が高いことを背景に、給与水準が当市と比べて高い水準にある自治体にある事業所へ就労する傾向が改善され、物価水準や生活圏等が同じ地域における事業所運営費の均衡が図られることにより、職員の給与水準に起因する地域間格差がなくなり、事業者が職員の確保を含めて公平で安定的な運営を行うことができます。

(2) 現在、要支援者の生活援助を行っている認定ヘルパーの方等が生活援助従事者となることで、要介護及び要支援のどちらの状況の方であっても生活援助サービスを提供できるようになり、介護従事者不足対策につながります。また、設備の整った西部総合職業技術校を活用することで、研修が円滑に実施できます。

要望先

福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

要望事項

1 学校給食を通じた食育を推進し、食物アレルギー等の複雑・多様化する課題にも適切に対応できるよう、提供方式等に関わらず全ての調理場に栄養職員を配置できる基準の実現について国への働きかけをお願いします。

また、実現まで市町村が独自に配置する栄養職員（アレルギー対応補助員等を含む。）に対する補助制度の創設をお願いします。

2 学校給食調理場の職場環境改善（安全衛生管理及び熱中症対策等）及び長寿命化（老朽化対策）の観点から行う「施設改修」及び「設備更新」等に対する補助制度の創設について、国への働きかけをお願いします。

現状

1 栄養職員の配置基準は、自校調理場では児童生徒数550人以上に1人、550人未満の小規模調理場は4校に1人、共同調理場（学校給食センター）では、1,500食以下で1人、1,501食～6,000食で2人とされています。

こうした中、国を挙げて取組んでいる食育及び地産地消の推進や、複雑・多様化する食物アレルギー等の課題に適切に対応するためには、各調理場への栄養職員の配置が不可欠であり、基準に満たない調理場は市町村が全額を負担して独自に配置している状況です。

2 給食施設は菌やウイルスの発生源となりやすく、食の安全・安心を確保するためには、学校給食調理場の衛生環境改善が必要不可欠ですが、現在の補助制度では、洗い場の改修・転換等は補助対象とされていないため、市単独での整備が困難となっています。

効果

- 1 提供方式や公設・民設を問わず全ての調理場に栄養職員を配置することで、国が推進する食育及び地産地消の取組にきめ細やかに対応することが可能となります。また、複雑・多様化する食物アレルギー等に適切に対応し、学校給食における食の安全・安心を確保することで、食を通じた児童生徒の健全育成に効果が期待できます。
- 2 給食調理場の環境改善は安全衛生の向上につながり、国が推進する働き方改革の一環としても教職員等の負担軽減に効果が期待できます。また、補助制度の創設により給食施設・設備の長寿命化を促進することで、市町村の財政的負担を緩和し、学校給食調理場の安全衛生管理の向上につながります。

要望先

教育局行政部教職員人事課
教育局行政部財務課

令和4年度 県の予算等に関する要望書



都市像

「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市」
の実現に向けて

秦 野 市

目 次

No.	要 望 事 項	ページ	区分	所管部局	当市担当課
1	国道246号バイパス（厚木秦野道路）の当市未事業区間の早期事業化に対する支援について	1	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
2	県道705号（堀山下秦野停車場）の改良等について	5	一部 新規	県土整備局	建設部 国県事業推進課
3	県立秦野戸川公園の整備促進について	7	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
4	表丹沢の魅力向上につながる県有施設等の効果的な活用について	9	一部 新規	環境農政局	環境産業部 はだの魅力づくり担当
5	野生鳥獣対策について	13	一部 新規	環境農政局	環境産業部 農業振興課
6	産科医の確保及び医療体制の整備・充実について	15	継続	健康医療局	こども健康部 健康づくり課
7	福祉施策に係る人材の確保等について	19	継続	福祉子ども みらい局	福祉部 高齢介護課 障害福祉課 こども健康部 保育こども園課
8	学校給食導入等への支援について	21	継続	教育局	教育部 学校教育課

※ 一部新規の要望事項は、本文中_____（下線）で表示しています。

要望事項

国道246号バイパスの当市区間（10.6km）について、有料道路事業など様々な整備手法の検討を行うとともに、早期全線事業化、全線整備を図るよう、国への働きかけについて、県の積極的な支援をお願いします。

現状

(1) 国道246号バイパスは、沿線の交通環境改善等の役割を担い、平成8年6月に全線が都市計画決定（計画延長29.1km）されました。厚木市、伊勢原市及び当市の一部の区間は、すでに事業化されていますが、未だ当市区間の一部（秦野中井IC～秦野西IC（仮称）6.9km）を含む計画区間の全線事業化は図られていません。

(2) 令和3年度に開通予定（秦野区間）の新東名高速道路の秦野IC（仮称）へのアクセス道路（オンランプ・オフランプ）が、現国道246号の渋滞区間である当市菖蒲地内に接続される計画であり、渋滞問題に拍車をかけることが懸念されます。

効果

東名高速道路と新東名高速道路及び圏央道が一体となる国道246号バイパスは、県央・県西部の新たな東西交通軸として、現国道の渋滞解消をはじめ、沿線都市の経済活性化や地域交流の促進、国土強靱化等を図る上で、重要な役割を果たします。

(1) コロナ禍において、主に製造業を中心に企業が海外の生産拠点を閉鎖し、国内サプライチェーンに回帰しようとする動きが強まる中、当市未事業化区間6.9kmの中央部に整備が予定されている渋沢IC（仮称）は、当市製造業の約9割を集積する3か所の工業

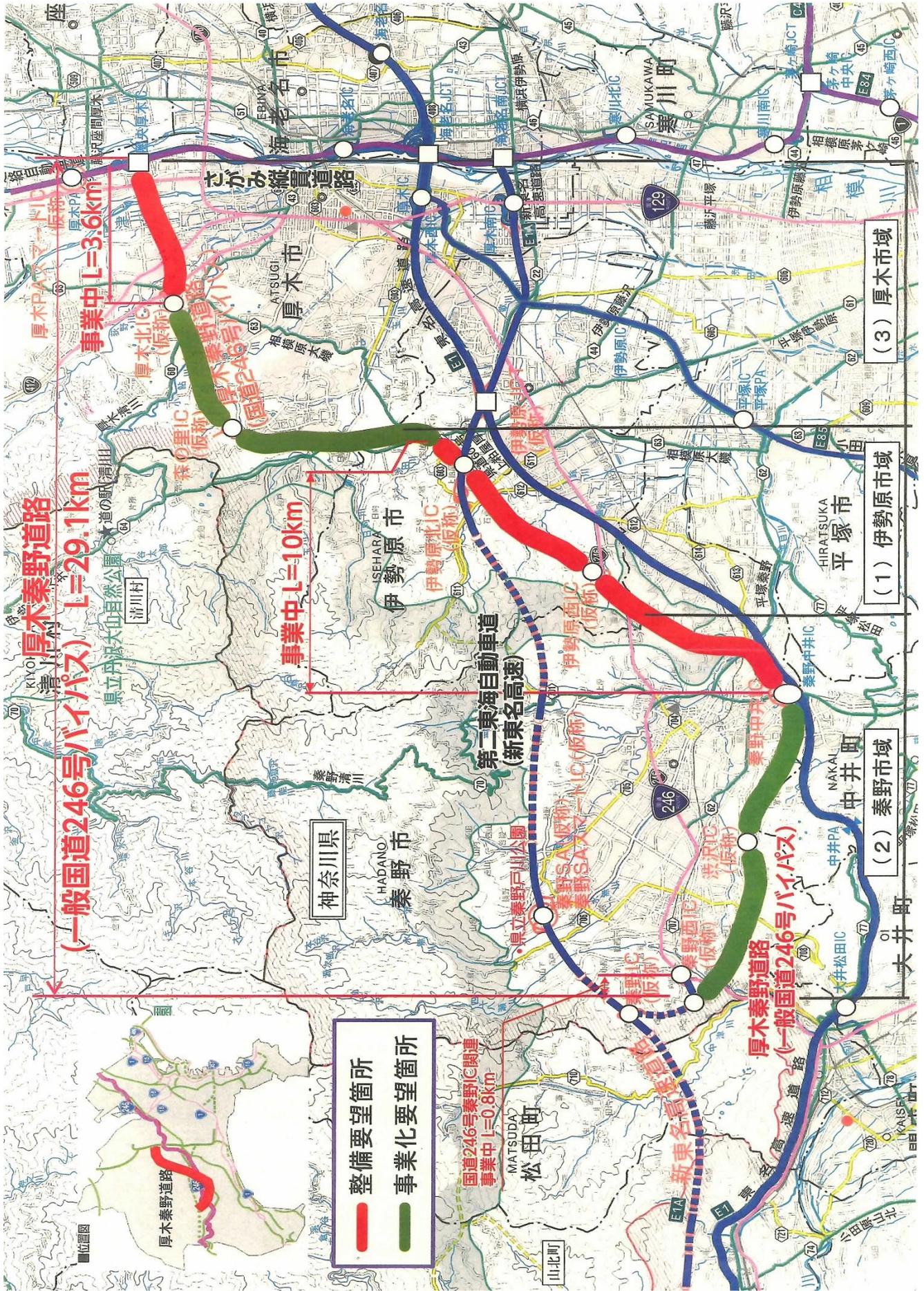
団地（曾屋原、堀山下、平沢）に近接しているため、広域交通ネットワークが充実することにより、企業活動の効率性を高め、生産性の向上、既存企業の事業拡大や新たな企業立地・雇用の創出など、更なる地域経済の発展に寄与します。

(2) 現在、本県において、神奈川県西部地震、東海地震等の切迫性が指摘される中、県が作成した「津波浸水予測図」では、最大で14m超の津波が本県の沿岸を襲うと想定されています。沿岸部に甚大な被害が生じれば、県西・県央における復興拠点としての役割を担う内陸部の自治体にとって、国道246号バイパスは救援物資等の輸送に効果的な道路となります。

要望先

県土整備局道路部道路企画課

要望箇所図（3ページに掲載）



要望事項

秦野駅前通り道路の整備に当たり、第2工区の用地交渉の促進をお願いします。

併せて、電線共同溝の整備をお願いします。

また、用地買収が完了している第1工区については、早期に車道の交互通行を開始するなど、道路の本来機能の確保に努められるようお願いします。

現状

(1) 当市では、重点施策として、小田急線4駅周辺の特性を活かした「にぎわいの創造」に取り組んでおり、県道705号は、当市の玄関口となる秦野駅北口を起点とした重要な道路と位置付けています。

当市としても、県の用地交渉に積極的に協力・支援を行うとともに、県事業と関連した市有地の利活用などを行っています。また、「本町705号周辺整備検討会」における商店街の活性化に係る周辺事業者との意見交換や「本町一丁目5号線支線道路改良事業」の実施をはじめ、平成29年度から本町二丁目建替等事業費補助制度を施行したほか、文化的価値の高い周辺建造物の国登録を促進するなど、まちづくりを推進するための施策に取り組んでいます。

(2) 第1工区については、用地買収が完了し、電線共同溝の整備及び歩道の整備に移行しています。第2工区では、平成29年度から用地交渉を開始いただき、昨年度には9件が契約済みとなり、進捗率として50%を超えています。

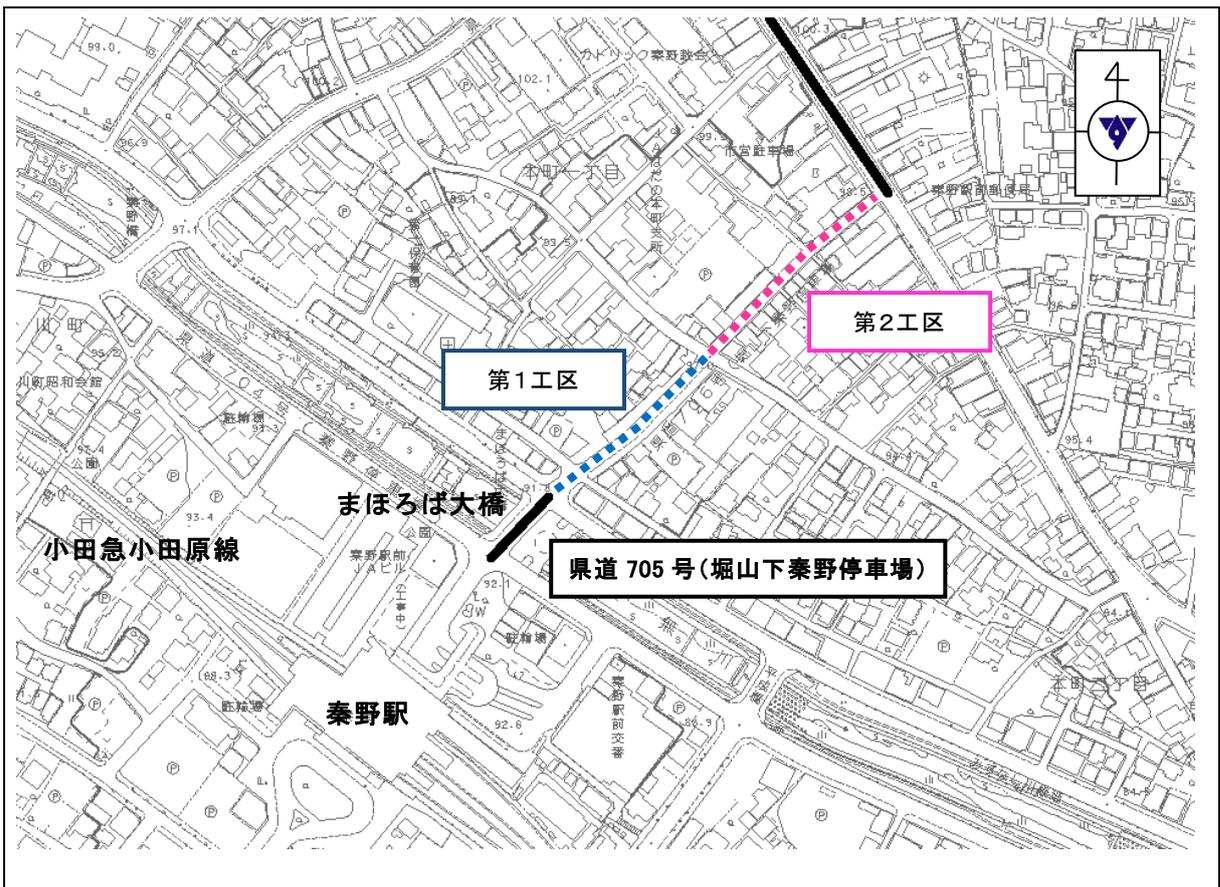
効果

(1) 幅員の狭い一方通行の道路を歩道のある交互通行の道路に整備することで、交通の利便性向上及び歩行者の安全・快適な空間が確保されます。交互通行が可能になれば、街中への回遊性が高まり、街歩きによるにぎわいの創出につながるとともに、水無川沿いの市道6号線から県道705号への通行が容易になり、市道の慢性的な渋滞緩和が期待できます。

要望先

平塚土木事務所

要望箇所図



要望事項

令和3年度に新東名高速道路（秦野区間）及び秦野サービスエリアスマートインターチェンジ（仮称）の供用開始が予定されています。秦野サービスエリア（仮称）に隣接する県立秦野戸川公園は、地域の観光資源として、多くの観光客を引き付ける魅力があります。地域観光の核として、Park-PFIの手法などにより、更なる魅力向上につながる、未整備区域を活用した公園整備の早期実現をお願いします。

現状

(1) 県立秦野戸川公園（以下「戸川公園」）は、平成3年度に都市計画決定（50.7ha）され、平成6年度から整備が開始されています。平成9年度に一部開設されて以降、順次開設区域を広げ、現在の開設区域は36.1haとなっています。

（※未開設区域：14.6ha）

(2) 戸川公園は、丹沢登山の拠点としてにぎわい、山麓の田園風景が望める公園としてニーズが高く、豊かな自然環境を活かした多様なレクリエーション機能を有しています。新東名高速道路の開通により、首都圏や西日本からのアクセスが更に向上するため、多数の観光客を引き付ける効果が期待されます。

(3) 多くの人を訪れる夏休みシーズン等は、常設駐車場の他に多目的グラウンドを臨時駐車場として対応されていますが、スポーツライミング（リード、スピード、ボルダリング）施設の開設により、コロナ禍においても多くの利用があることから、駐車場不足が生じています。今後、スマートインターチェンジの供用開始により、更なる来訪者の増加が見込まれます。

(4) 当市では、昨年度から表丹沢全体の魅力向上を図るための「表丹沢魅力づくり構想」を重点施策として推進していますが、その中でも、戸川公園を拠点施設の1つとして位置付けています。

更なる観光・地域振興を図るため、当市の構想と連携した未開設区域の早期開設が強く望まれています。

効果

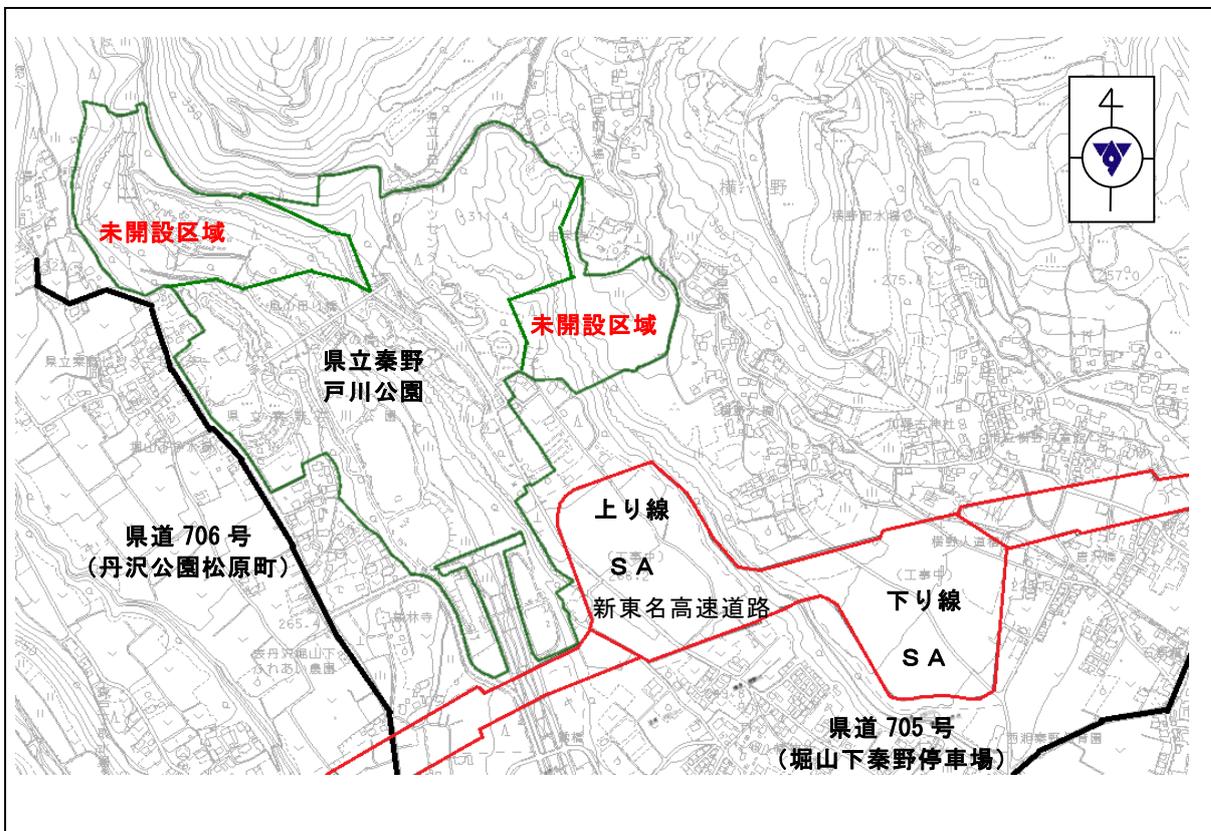
戸川公園へのアクセス向上等により、観光客の増加が見込まれる中、丹沢山系の登山の拠点及び県西部の観光拠点として、更なる観光・地域振興に寄与します。

要望先

県土整備局道路部道路企画課

県土整備局都市部都市公園課

要望箇所図



要望事項

表丹沢の魅力の更なる向上と、「表丹沢魅力づくり構想」のビジョン実現のため、県有施設等の効果的な活用及び当市施策との連携をお願いします。

(1) 表丹沢県民の森、菜の花台園地など、県有山岳・里山施設の魅力向上につながる維持管理及び整備等の促進

(2) 表丹沢の魅力向上につながる県営林道等の活用の検討

(3) ヤビツ峠駐車場不足解消に向けた効果的な対応策の検討

現状

(1) 当市では、市民団体や民間事業者、国・県及び隣接する市町村と連携しながら、表丹沢の資源を磨き、つなげ、そして新たに触れる機会を増やすことで、市民の地域への愛着や誇りを高めるとともに、地域活性化にもつながる「表丹沢魅力づくり構想」の実現に向け取組を推進しています。

(2) 表丹沢県民の森は、あずまや、芝生広場、散策路等が整備されていますが、開設から約45年が経過し、樹木の繁茂と施設の老朽化が見られます。平成7年開設の菜の花台園地の施設は、展望台、公衆トイレ、駐車場がありますが、地域活性化にもつながる更なる効果的な活用が求められています。

(3) 表丹沢には、様々な役割に応じた道が数多く整備されていますが、拠点施設や観光スポットをつなげることで、更なる魅力の向上と回遊性を高める活用が求められています。

(4) ヤビツ峠は、代表的な登山道である表尾根縦走コースや大山登山道の入口に位置するため、多くのハイカーや拠点施設であるヤビツ峠レストハウスの利用者が自家用車で訪れることから、駐車場不足の早期解消が求められています。

効果

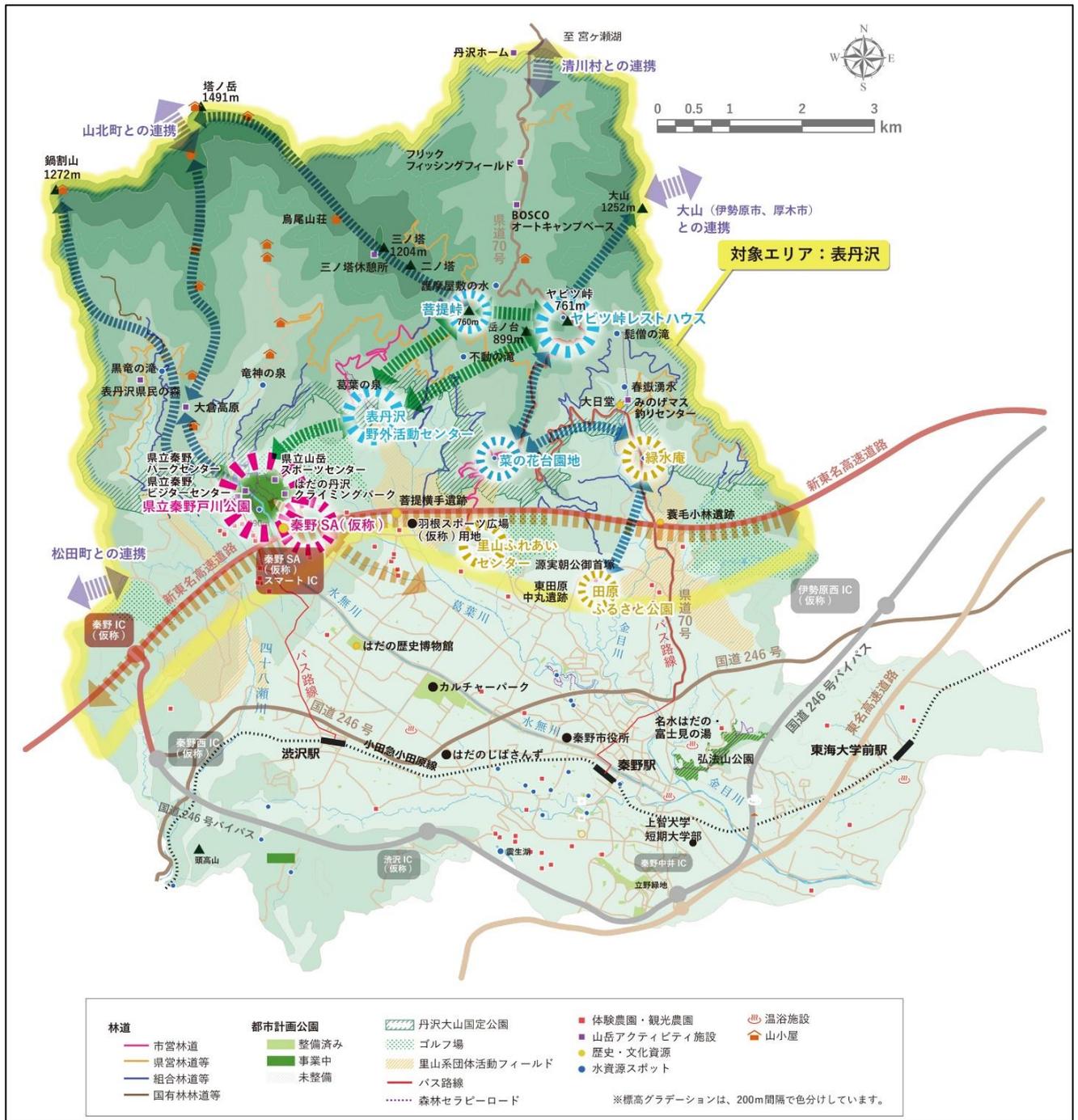
新東名高速道路開通による新たな人の流れをとらえるとともに、2度、3度と訪れたくなる魅力を創出することで、表丹沢を中心とした県西部の地域活性化と、当市の持続可能なまちづくりの実現につながります。

要望先

環境農政局緑政部自然環境保全課

環境農政局緑政部森林再生課

要望箇所図（表丹沢魅力づくり構想マップ）



要望事項

「第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画」、「第4次神奈川県ニホンジカ管理計画」、「第4次神奈川県ニホンザル管理計画」、及び「神奈川県イノシシ管理計画」に基づき、次の事項の着実な実施をお願いします。

- (1) ニホンジカについて、計画に定める個体数・群れの管理目標の確実な達成を目指すため、本市が実施する広域獣害防護柵の点検調査や、管理捕獲の強化などの取組に対する所要額の確保
- (2) ニホンザル日向群や丹沢湖群等、群れが適正規模となるよう、有効な管理対策
- (3) 近年、急速に生息域が拡大し、鳥獣被害の主要因となっているイノシシについては、権限と計画が連動した管理対策に向け、捕獲許可に関する権限移譲の見直し、並びに管理計画に基づく生息状況の把握
- (4) CSF（豚熱）の感染拡大防止のためのイノシシの捕獲の強化及び捕獲時の処理の負担増に対する支援
- (5) 野生鳥獣が農地等に依存せずに生活するための山林環境の整備

現状

(1) 本市は、ニホンジカの被害防止策として、県と連携し10年以上にわたり、管理捕獲の強化等による効率的な個体数調整を進めています。

しかし、局所的な生息密度の低下や植生回復が見られるものの、農業被害は恒常的に発生しています。

(2) ニホンザルについては、伊勢原市との連携により、大山群は全頭捕獲が達成されましたが、日向群の南下による新たな被害発生へ

の警戒や、丹沢湖群や未知の野生群への対応が必要な状況も生じています。

(3) イノシシについては、農業被害が、市内全域に拡大するとともに、生活被害の発生も懸念されています。このため、防護柵の設置や捕獲など既存の対策強化に加え、新たな対策の実施により個体数を減少させる必要が生じています。

(4) CSF（豚熱）まん延防止のため、鳥獣保護区を縮小し、猟期におけるイノシシの捕獲を推進する等、捕獲圧を高める必要が生じています。

また、捕獲従事者が、感染区域内で使用した靴、衣類、車両についての消毒作業等の負担軽減が求められています。

(5) 鳥獣による被害は、その生息地が、里地里山から隣接する農地や宅地に近づいていることから、農業だけでなく、市民の生活環境にも及んでいます。

鳥獣の行動範囲の拡大を防ぎ、人と鳥獣との棲み分けを図るため、山林の生息環境整備が求められています。

効果

人と鳥獣との共生を図りながら、農作物・生活被害の軽減、丹沢山地全体の自然植生の回復、森林保護に伴う生物多様性の保全が図られます。

要望先

環境農政局緑政部自然環境保全課

要望事項

市民が安心して医療を受けることができるよう、分娩環境の整備及び地域医療の連携体制の強化に向け、次の事項を要望します。

- (1) 産科・小児科等の医療従事者が不足する現状を念頭に置いた、「県内医科大学の地域枠の拡充」や「医師・看護師等の修学資金の拡充」など、地域の実情を踏まえた一層の医師、看護師等の確保対策の推進
- (2) 産科医が不足している地域の危機的状況に対応するため、「第7次神奈川県保健医療計画」に基づく「周産期救急医療システム」における医療圏格差の解消や産科医師分娩手当補助事業の拡充
- (3) 既存の休日夜間急患診療所の運営や二次救急診療事業に対する補助、医師が都市部に集中しないシステムの構築など、総合的な救急医療体制の整備、充実

現状

(1) 当市の地域医療の中核的な役割を担う秦野赤十字病院では、平成27年2月から分娩業務が休止されています。

そのため、現在、市内では分娩できる診療所が1か所のみとなっており、当市の出生件数のうち約7割が、市外の分娩取扱施設で出産している状況です。

加えて、本年4月に県立足柄上病院の分娩業務が停止されたことにより、当市域を日常の生活圏域とする隣接自治体の住民にとっても、秦野赤十字病院での分娩業務再開が一層求められる状況となっています。

また、医師不足により救急患者を受け入れられず、市内の救急搬送者の約4割が市外の医療機関に搬送されており、特に、小児二次救急診療については医療圏内において1病院のみで対応するなど、非常に深刻な状況にあります。

(2) 県では、「第7次神奈川県保健医療計画」の一環として「医師確保計画」を策定され、産科医等が不足している地域の危機的状況を改善し、質の高い効率的な保健医療体制を整備するため、医療従事者の確保対策に取り組まれています。

しかし、確保に関する指標として、全国一律の医師偏在指数を導入したことにより、15歳から49歳の女性人口10万人当たりの産科・産婦人科医師数について、当市を含めた湘南西部地域は、従来の計画では、県平均に対して3.2人少ない状況であったものが、7.4人多い状況となり、地域の実情とは大きく異なる数値となっています。

(3) 医師不足の解消には、医学生への修学資金貸付の拡充、臨床研修医制度の見直し、医科大学との連携などに加えて、医師が働き続けることができる環境の整備が必要です。

看護師不足の解消についても、看護学生への修学資金貸付の拡充、働き続けることができる環境の整備等、抜本的な対策を講じる必要があります。

(4) 様々な症状、疾病の患者が増加しているため、総合的な救急医療体制の整備・充実、その救急医療体制を支える地域医療との連携強化が必要ですが、勤務時間等の労働条件が過酷であることや、医療事故等の訴訟リスクも高いことから、特に産科、小児科、救急医療に携わる医師の確保が困難な状況となっています。

さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染症対策だけでなく、他の疾患のある患者の治療や手術の延期など、平時の医療提供体制にも影響が及び、医療機関や医療従事者への負担が増大しています。

効果

(1) 県では、安全・安心な分娩環境を確保するために、分娩施設の拠点化と機能分担に取り組むこととしていますが、拠点化の前提として、診療所やその他の病院が地域における通常分娩に適切に対応できていることが必要とされています。そのため、秦野赤十字病院において、分娩業務休止前と同じようにローリスクの分娩業務が再開されることで、地域における分娩施設の拠点化と機能分担、県の目指す安全・安心な分娩環境の確保につながります。

また、「第7次神奈川県保健医療計画」では、県民の視点に立った安全・安心で質の高い医療体制の整備において、公的病院等として「秦野赤十字病院」が位置付けられています。

同病院の機能強化に向けた県の支援が行われることで、当市域はもとより、同病院を生活圏域とする住民にとっても、周産期医療体制が整備されることによって、子どもを産み育てる環境づくりの推進にもつながります。

併せて、小児救急、周産期医療の体制が整備されることにより、患者が症状に応じた適切な治療を地域で受けることができ、地域の実情に合わせた安全・安心な地域医療の実現が図られます。

(2) 医療従事者の養成・確保体制を強化することにより、医療圏格差が解消されるとともに、地域医療の確立につながります。

要望先

健康医療局保健医療部医療課

要望事項

介護、障害、保育等の福祉施策に係る事業者の人材確保等を図るため、地域区分については、地域の実態に応じ、適切な区分を適用するよう、国への働きかけをお願いします。

現状

介護報酬や子ども・子育て支援新制度の公定価格の算定基準となっている地域区分（地域手当の級地区分）については、平成26年度人事院勧告により見直しが行われました。しかし、生活圏が同一であり、給与水準や家賃水準がほぼ同水準である近隣の自治体が、引上げや高い水準のまま据え置きとなる中、当市の地域区分は、見直し前と同じ6/100と低水準のまま据え置きとなりました。

令和元年12月には「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」が示され、地域区分の高い市町村に囲まれている場合には、囲んでいる市町村のうち最も近い地域区分まで引き上げる仕組みが導入されています。当市は、生活圏も近い市（10/100地域）と隣接しているものの、山間部を隔てて隣接している町村（6/100地域）と同じ区分に留まっています。

地域区分の据え置きによって近隣自治体と不均衡が生じることは、市内の福祉施策に係る事業者の運営や人材の確保に多大な影響を与えるため、結果として、福祉施策全体の質の低下につながるものが危惧されます。

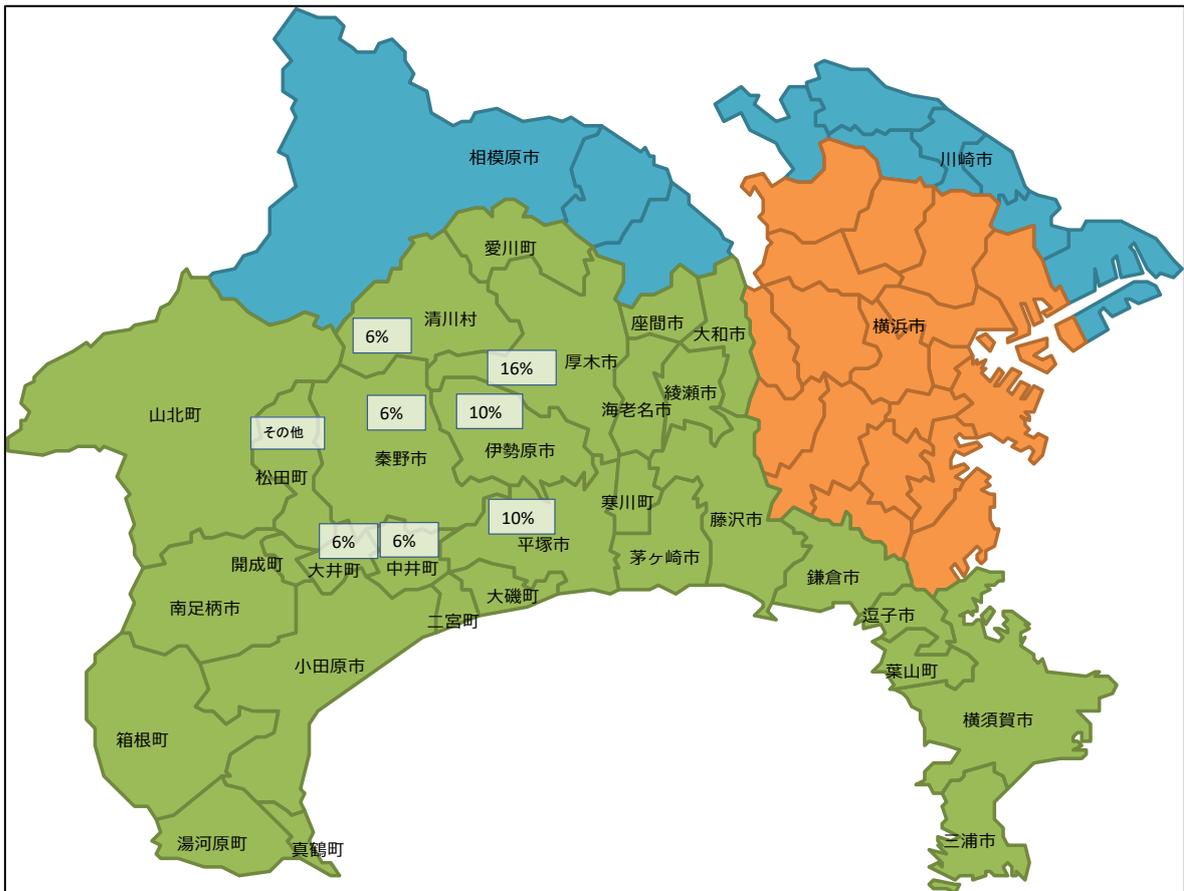
効果

地域区分が高いことを背景に、給与水準が当市と比べて高い水準にある自治体にある事業所へ就労する傾向が改善され、物価水準や生活圏等が同じ地域における事業所運営費の均衡が図られることにより、職員の給与水準に起因する地域間格差がなくなり、事業者が職員の確保を含めて公平で安定的な運営を行うことができます。

要望先

福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課
福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課
福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

(秦野市周辺市町村の地域区分)



要望事項

1 学校給食を通じた食育を推進し、食物アレルギー等の複雑・多様化する課題にも適切に対応できるように、提供方式等に関わらず全ての調理場に栄養職員を配置できる基準の実現について国への働きかけをお願いします。

また、実現まで市町村が独自に配置する栄養職員（アレルギー対応補助員等を含む。）に対する補助制度の創設をお願いします。

2 学校給食調理場の職場環境改善（安全衛生管理及び熱中症対策等）及び長寿命化（老朽化対策）の観点から行う「施設改修」及び「設備更新」等に対する補助制度の創設について、国への働きかけをお願いします。

現状

1 栄養職員の配置基準は、自校調理場では児童生徒数550人以上に1人、550人未満の小規模調理場は4校に1人、共同調理場（学校給食センター）では、1,500食以下で1人、1,501食～6,000食で2人とされています。

こうした中、国を挙げて取組んでいる食育及び地産地消の推進や、複雑・多様化する食物アレルギー等の課題に適切に対応するためには、各調理場への栄養職員の配置が不可欠であり、基準に満たない調理場は市町村が全額を負担して独自に配置している状況です。

2 給食施設は菌やウイルスの発生源となりやすく、食の安全・安心を確保するためには、学校給食調理場の衛生環境改善が必要不可欠ですが、現在の補助制度では、洗い場の改修・転換等は補助対象とされていないため、市単独での整備が困難となっています。

効果

- 1 提供方式や公設・民設を問わず全ての調理場に栄養職員を配置することで、国が推進する食育及び地産地消の取組にきめ細やかに対応することが可能となります。また、複雑・多様化する食物アレルギー等に適切に対応し、学校給食における食の安全・安心を確保することで、食を通じた児童生徒の健全育成に効果が期待できます。
- 2 給食調理場の環境改善は安全衛生の向上につながり、国が推進する働き方改革の一環としても教職員等の負担軽減に効果が期待できます。また、補助制度の創設により給食施設・設備の長寿命化を促進することで、市町村の財政的負担を緩和し、学校給食調理場の安全衛生管理の向上につながります。

要望先

教育局行政部教職員人事課

教育局行政部財務課